

令和5年(ワ)第1781号 損害賠償等請求事件

原告 A 外2名

被告 恵庭市 外2名

## 求 釈 明 申 立 書 (4)

2024(令和6)年6月12日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 船 山 暁 子

弁 護 士 中 島 哲

弁 護 士 神 坂 正 美  
外

頭書事件につき、被告恵庭市は本訴訟の争点に関連する以下の資料を保有するから、原告らは御庁に対し、御庁から被告に対する求釈明をなされたく申し立てる。

### 第1 被告の釈明を求めるべき内容

- 1 原告らは、被告恵庭市が保有する「恵庭市知的障害者福祉法施行細則」(添付資料参照、以下「同施行細則」という)について、令和5年8月15日改正前及び平成28年4月1日改正前の各同施行細則の提出を求める。
- 2 原告らは、被告恵庭市において、亡牧場経営者X、被告牧場経営者Y、被告

牧場経営者Zのいずれかが知的障害者福祉法ないし精神薄弱者福祉法上の職親として認定し、委託されていたことが過去においてあったかどうか、あったとしたら、それはいつからいつまでの期間なのか、明らかにすることを求める。

## 第2 被告の釈明を求めるべき理由

1 原告らが「被告恵庭市は、育恵会の事務局的地位として、X牧場及び原告らの存在を強く認識し、深く関わっていたのであるから、通常よりも高度な義務を負っていた」（訴状28頁・「第7」第5項(2)イ(1)）と主張している。これに対し、被告恵庭市は、恵庭市障がい福祉課と育恵会の関係について、障がい福祉課が育恵会の事務局作業の多くを手伝い、年に一度の旅行の際には障がい福祉課長が市のバスを借り上げたうえ育恵会に使用させていたものの、障がい福祉課が育恵会の運営に立ち入ることなく両者に深い係わりはなかったと反論する（被告恵庭市答弁書16頁・第2、第7項(5)イ(1)b第3段落）。

この点は恵庭市の責任及び義務の存否及び範囲を確定するうえで重要な争点である。

2 また、原告ら準備書面(3)で述べたように、2006(平成18)年3月以前の知的障害者福祉法(旧：精神薄弱者福祉法)によれば、次のような整理になる(なお、以下で「通達」というのは、厚生省社会局長通知「精神薄弱者職親委託制度の運営について」〔昭和35年6月17日付け社発384号〕のことである。)

(1) 知的障害者を職親に委託するのは市の福祉事務所である(当時の知的障害者福祉法16条1項3号、17条)。

(2) 職親になるのは福祉事務所長が適当と認めるものであり(当時の知的障害者福祉法16条1項3号、17条、通達二の1、三)、①職業の種類及び性質、職場の環境、家庭等が精神薄弱者の保健その他の福祉を図るうえで不適当なものや、②職親の動機が精神薄弱者の労働力の搾取を目的とすると認め

られるものは、職親として不相当である（通達四の3）。

- (3) 職親となることを希望する者は、援護の実施機関（福祉事務所長）に職親申込書を提出し、援護の実施機関（福祉事務所長）は前記（イ）の基準により職親申込者の認定を行い、適否の判断を行い、本人に通知する（通達三、四の1、四の4）。
  - (4) 福祉事務所長による職親委託は1年以内の期間（更新を妨げない）を定めて委託し、一般雇用関係に切り替えられるように努める（通達六の2）。
  - (5) 福祉事務所長は、職親委託後は、資格を有する職員をして職親を訪問して必要な連絡指導を行う（通達六の4）。
- 3 そして、被告恵庭市の知的障害者福祉法施行細則は、その附則を見る限り、2006（平成18）年3月以前の2003（平成15）年4月1日に施行されて以降、2016（平成28）年4月1日に改正されるまで、そのまま存続しており、この期間においては、第2項記載の当時の知的障害者福祉法及び通達に沿った内容になっていたことが推測される。
- さらに、本件が報道機関等でも取り上げられ、訴訟がほぼ確実に見込まれるようになった2023（令和5）年8月15日にさらに改正がなされている。
- 同施行細則は、被告恵庭市が職親制度の運用に関して負う法的責任の根拠となる規程であるが、同施行細則は令和5年8月15日及び平成28年4月1日に改正がなされており、原告らは、改正前の同細則を知る術がない。
- 4 また、第2項において述べた過去の知的障害者福祉法の規定からすれば、亡牧場経営者Xらは、少なくとも、過去においては当然に職親としての委託を受けていたと考えるのが自然である。
- 5 本件は、本来的に証拠の偏在がある事案であり、地方公共団体である被告恵庭市において本訴訟に関連する資料が存在するならば、それを訴訟の場に全て顕出することが行政機関の責務である。被告恵庭市は速やかに上記資料を提出されたい。

以 上

添付資料

恵庭市知的障害者福祉法施行細則（平成15年4月1日規則第18号）

（令和5年8月15日改正後のもの）

(趣旨)

第1条 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「法」という。)の施行については、知的障害者福祉法施行令(昭和35年政令第103号。以下「令」という。)及び知的障害者福祉法施行規則(昭和35年厚生省令第16号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(知的障害者指導台帳)

第2条 市長は、知的障害者更生指導台帳(様式第1号)を備え、必要な事項を記載しなければならない。  
(更生相談所への判定依頼等)

第3条 市長は、法第9条第6項の規定により知的障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)に判定を求めるときは、判定依頼書(様式第2号)を更生相談所の長に送付するとともに、判定案内書(様式第3号)を当該知的障害者に送付しなければならない。

(障害福祉サービス措置)

第4条 市長は、法第15条の4に規定する措置(以下「障害福祉サービス措置」という。)をとることを決定したときは、障害福祉サービス措置決定通知書(様式第4号)を当該知的障害者に送付するものとする。

2 前項の場合において、障害福祉サービス措置を委託しようとするときは、障害福祉サービス措置委託決定通知書(様式第5号)を委託しようとする者に送付するものとする。

(障害者支援施設等入所措置)

第5条 市長は、法第16条第1項第2号に規定する措置(以下「障害者支援施設等入所措置」という。)をとろうとするときは、必要に応じ、更生相談所の判定を求めなければならない。

2 市長は、障害者支援施設等入所措置をとることを決定したときは、障害者支援施設等入所措置決定通知書(様式第6号)を当該知的障害者に送付するものとする。

3 前項の場合において、障害者支援施設等入所措置を委託しようとするときは、障害者支援施設等入所措置委託決定通知書(様式第7号)を障害者支援施設等入所措置を委託しようとする障害者支援施設等に送付するものとする。

(措置変更等の通知)

第6条 市長は、障害福祉サービス措置又は障害者支援施設等入所措置を行った者(以下「被措置者」という。)について、当該措置を変更し、又は解除することを決定したときは、障がい福祉サービス・障害者支援施設等入所措置(変更・解除)決定通知書(様式第8号)を当該被措置者に送付するものとする。

2 前項の場合において、障害福祉サービス措置又は障害者支援施設等入所措置を委託しているときは、障害福祉サービス・障害者支援施設等入所措置委託(変更・解除)通知書(様式第9号)を障害福祉サービス措置を委託している者又は障害者支援施設等入所措置を委託している障害者支援施設等に送付するものとする。

(職親の申込み等)

第7条 省令第1条に規定する申出は、知的障害者職親申込書(様式第10号)によるものとする。

2 市長は、前項の申込書を受理したときは、当該申出者を職親とすることの適否について認定を行い、適当と認めたものを知的障害者職親登録簿(様式第11号)に登録するものとする。

3 市長は、前項の認定により、適当と認めた者については職親申込承認通知書(様式第12号)を、不適当と認めた者については職親申込不承認通知書(様式第13号)をそれぞれ当該申出者に送付するものとする。

4 市長は、知的障害者職親台帳(様式第14号)を備え、その管轄する区域内に居住する職親について必要な事項を記載しておかなければならない。

(職親への委託の申込み)

第8条 知的障害者又はその保護者は、法第16条第1項第3号の規定にする措置を希望するときは、知的障害者職親委託申込書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

(職親への委託)

第9条 市長は、法第16条第1項第3号に規定する措置を決定したときは、職親委託決定通知書(様式第16号)を当該知的障害者に送付するものとする。

(職親の指導等)

第10条 市長は、法第16条第1項第3号に規定する措置をとったときは、職親に対する必要な連絡指導を社会福祉主事に行わせなければならない。

(費用の徴収)

第11条 法第27条の規定により、知的障害者又はその扶養義務者(以下「納入義務者」という。)から徴収する障害福祉サービス措置及び障害者支援施設等入所措置に係る費用の額は、納入義務者の負担能力に応じて市長が決定した額とする。

(費用徴収額の変更)

第12条 市長は、災害その他の特別な理由により前条に規定する費用の納入義務者の負担能力に変動が生じたことと認められるときは、その変動の程度に応じて、納入義務者から徴収する費用の額を変更することができる。

2 前項の規定による徴収する費用の額の変更を受けようとする者は、費用徴収額変更申請書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

(費用徴収額の決定通知等)

第13条 市長は、前2条の徴収する費用の額を決定し、又は変更したときは、費用徴収額決定・変更通知書(様式第18号)を当該納入義務者に送付するものとする。

(委任)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(施行のための必要な準備)

2 社会福祉増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成12年法律第111号)附則第27条第2号の規定に基づき、この規則による居宅生活支援費の受給の手続、施設訓練等支援費の受給の手続その他行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

(恵庭市知的障害者援護施設費用徴収規則の廃止)

3 恵庭市知的障害者援護施設費用徴収規則(昭和62年規則第11号)は、廃止する。

附 則(平成28年4月1日規則第32号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

4 第3条の規定による改正後の恵庭市知的障害者福祉法施行細則の規定は、この規則の施行日以後にされた恵庭市知的障害者福祉法施行細則に基づく決定等に係る審査請求について適用し、施行日前にされた恵庭市知的障害者福祉法施行細則に基づく決定等に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則(令和5年8月15日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

様式第1号

知的障害者更生指導台帳										令和 年 月 日 作成					
ケース名										重症 IQ					
フリガナ	本籍地									中度					
氏名	生年月日									軽度 (式)					
保護者	氏名	続柄									検査 年 月 日				
	住 所										日常生活の状況				
居住地										食事 着脱衣 排泄 洗面 入浴					
電話番号										施設入所の状況					
世帯員 の状況	氏名	続柄	生 年 月 日	職業	社保加入状況	備 考	年 月 ~ 年 月								
								家庭奉仕員等派遣 有・無							
								就 労 の状況							
								その他参考事項							
世帯の状況	自家・借家・団借・同居・その他														
播 送 の状況	療育手帳	交付番号	番 号	再判定			再判定	再判定	再判定	再判定	有・無				
		交付年月日	(次回 )			(次回 )	(次回 )	(次回 )	有・無						
		障害程度								有・無					
	身障手帳	交付番号	番 号	加入番号											
交付年月日		扶養共済			加入者名										
障害程度		有・無			年金受給										
	障害部位				特別加算金										

様式第2号